

職員の懲戒処分を行いました

盗撮行為を行った職員の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和7年(2025年)3月17日(月)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処 分 理 由
本庁 部長級 60歳 男性	停職 6月	平成23年度以降、公務内外において私用のスマートフォンを用いて多数の女性のスカート内を撮影する等の盗撮行為を繰り返した。

(問合せ先)

担 当 総務部コンプライアンス・行政経営課
石澤、青木

電 話 026-235-7029(直通)
026-232-0111(代表) 内線 2553

F A X 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp